平成３０年（フ）第１１８号
静岡県焼津市石津468番地　アプローズＢ105号室
債務者　三上　飛龍（旧姓岩舩）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６５号
静岡県牧之原市静波1694番地32
債務者　尾崎　勝美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７４号
静岡市清水区長崎新田167番地の２、旧住所静岡市清水区半左衛門新田44番地の１　グランド清水108
債務者　服部　静香
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５６号
東京都八王子市長沼町960番地サン・ジストワール202号
債務者　下山　一志
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４７６号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目14番地の15コーポ新倉101
債務者　髙橋　雄三
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２２号
東京都三鷹市上連雀９丁目18番１号ヴェルドミール202
債務者　安達慶之助
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３９号
静岡県磐田市東名588番地13
債務者　石井太美こと　イシイ　ジェトリオフトミ（ＩＳＨＩＩ　ＧＥＴＵＬＩＯ　ＦＵＴＯＭＩ）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
川崎市川崎区田町１丁目１番２号　大橋ビル202
債務者　荒井　高志
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前11時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４２９号
東京都葛飾区柴又３丁目３－15　１Ｆ
債務者　丸山　賀隆
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４３０号
東京都墨田区東駒形４丁目23－３－302
債務者　千葉　暢子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４４４号
東京都荒川区南千住８丁目11－２－109
債務者　田村　眞市
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４４５号
東京都荒川区南千住８丁目11－２－109
債務者　田村　濱子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４４９号
東京都葛飾区西水元６丁目18－６－203
債務者　池田　真志
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４５０号
東京都墨田区押上２丁目27－13
債務者　大塚　麻代
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部